

# 世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群のインバウンド向け高付加価値ツアーガイド育成及び販路創出業務委託仕様書

## 1 事業名

世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群のインバウンド向け高付加価値ツアーガイド育成及び販路創出業務

## 2 事業目的

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群を舞台とした高付加価値インバウンドツアー（宗像大社辺津宮での正式参拝や清掃体験、中津宮の月次祭参列等）の販売促進を目的とする。

インバウンド対応に長けた全国通訳案内士等を対象に本遺産群の深い歴史的背景を理解させるための研修（座学・実地）を実施し、専門的な知識を有するガイドを育成する。さらに、育成したガイドが国内在住のインバウンド向け旅行エージェントに対するモニターツアーを実施・PRすることで、具体的な販売チャネルの創出を図る。

## 3 委託期間

契約締結日より令和9年3月31日（水）まで

## 4 業務委託の内容

### (1) 全国通訳案内士等向け研修の企画・実施

- ・ 対象となるガイド（5～10名程度）に対し、高付加価値ツアーを催行するための専門知識とホスピタリティを習得させる研修を企画・実施すること。
- ・ 全国通訳案内士などの有資格者であり、インバウンド富裕層・高付加価値層へのガイド経験が豊富な者を5～10名程度募集・選定すること。
- ・ 本遺産群の歴史、信仰の背景、世界遺産としての価値の基礎知識及びツアー内容に関する座学研修を実施すること。
- ・ 実際のツアーコース（辺津宮、中津宮など）での実地研修を実施すること。

### (2) インバウンド向け旅行エージェント対象モニターツアーの企画・実施

- ・ 育成したガイドの実践の場とするとともに、ツアー商品の販路開拓を目的としたモニターツアーを実施すること。
- ・ 国内に拠点を置く、インバウンド向け（特に欧米豪や富裕層向け）の旅行手配を行うランドオペレーターや旅行エージェントの担当者を数名招致すること。
- ・ (1)で研修を受けたガイドが実際に案内役（及び将来的な販売窓口）として同行し、高付加価値ツアーのデモンストレーションを行うこと。
- ・ 行程には、辺津宮での正式参拝・清掃体験、または中津宮の月次祭参列（日程による）など、本ツアーのコアとなる特別な体験を組み込むこと。
- ・ ツアー終了後、エージェント担当者からツアー内容（価格設定、行程の魅力、ガイドの質など）に関するフィードバックを収集するアンケートまたはヒアリングを実施すること。

### (3) 販売チャネルの創出と PR 活動

- ・ 研修を受講した全国通訳案内士が、自らエージェントに対して本ツアーを提案・販売できるような仕組み(ガイドマニュアルやエージェント向け説明資料の作成)を構築すること。
- ・ モニターツアーに参加したエージェントに対し、本ツアーの継続的な販売を促すためのフォローアップを行うこと。

## 5 成果品

- (1) 事業実施報告書: 1部 (紙媒体及び電子データ)
  - ・ 研修及びモニターツアーの実施内容、写真
  - ・ 参加者 (ガイド・エージェント) の属性・リスト
  - ・ アンケート集計結果及びヒアリング内容の分析
- (2) ガイド向け運営マニュアル・資料: 1式 (電子データ)
  - ・ 座学・実地研修で使用したテキスト
- (3) エージェント向け営業用ツール: 1式 (電子データ)
  - ・ エージェントへ営業する際に使用する、ツアーの魅力をもとめたタリフ・プレゼン資料等

## 6 その他委託に関する事項

- (1) 本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書及び実施工程表を作成し、発注者へ提出すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、発注者と受託者が協議の上、定めることとする。なお明示のない事項であっても社会通念上当然必要と考えられるものについては本業務に含まれるものとする。
- (3) 委託業務の成果物に関する全ての著作権 (著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号) 第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。) は、当該成果物の引渡しの時をもって、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会 (以下「協議会」という。) に譲渡されるものとする。また、受託者は、成果物について、協議会及び協議会が指定する者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。成果物の中に、第三者が従前より有している著作権等 (フリー素材や既存のイラスト等) が含まれる場合、受託者は当該既存著作物の使用について、協議会が将来にわたり本事業の目的の範囲内で当該成果物を自由に二次利用できるよう、受託者の責任と負担において必要な権利処理 (利用許諾の取得等) を行うものとする。
- (4) 受託者は、業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用したりしてはならない。
- (5) 受託者は信義を守り、誠実に業務を履行すること。

## 7 連絡先

福岡県人づくり・県民生活部文化振興課九州国立博物館・世界遺産室

TEL : 092-643-3162 FAX : 092-643-3163

E-mail : [sekaiisan@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:sekaiisan@pref.fukuoka.lg.jp)